

広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

—— 手続の手引き ——

令和7年9月

広島市

目 次

1	はじめに	1
2	ペット霊園の設置等に係る規制の概要	1
3	規制の対象	1
4	設置の手続	1
(1)	事前相談	2
(2)	標識の設置	2
(3)	説明会の開催	2
(4)	許可申請書の提出	3
(5)	申請書の審査	4
(6)	許可証の交付	4
(7)	工事の実施・完了	4
(8)	工事の完了検査	4
(9)	検査済証の交付	4
(10)	使用の開始	4
5	変更等の手続	5
6	既設ペット霊園の届出	6
資料1	設置等の手続の流れ	7
資料2	ペット霊園の区域（例）	8
資料3	近隣関係者に係る建物及び土地（例）	9

1 はじめに

ペットは家族同様であるとの価値観が広がる中、その死後、丁寧に弔いたいというニーズが高まっており、新たなペット霊園の設置は今後も続くものと考えられます。一方で、ペット霊園の設置に際し、生活環境などへの影響を懸念する方もいます。

このため、広島市では、市民の良好な生活環境の保全に資することを目的として、令和7年6月に、ペット霊園の設置等の手続を定めた「広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

2 ペット霊園の設置等に係る規制の概要

(1) 設置等の許可

ペット霊園を設置しようとする場合や、拡張等の変更をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

(2) 設置場所及び構造設備の基準

ペット霊園の設置等の許可を受けるには、ペット霊園の設置場所及び構造設備が、条例で定める基準に適合していなければなりません。（基準の内容は「4・(5) 申請書の審査」を参照。）

3 規制の対象

条例の規制の対象となるペット霊園とは、墓地、納骨堂若しくは火葬施設を有する施設又はこれらを併せ有する施設を指します。

(注1) 専ら自己の使用に供する目的で設置するものは除きます。

(注2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地と一体的な管理が行われる墓地若しくは納骨堂、同条第6項に規定する納骨堂と一体的な管理が行われる納骨堂又は同条第7項に規定する火葬場と一体的な管理が行われる火葬施設は除きます。（公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合に限りです。）

墓 地：ペットの焼骨を埋蔵し、又はペットの死体を埋葬する墳墓を設けるための区域。

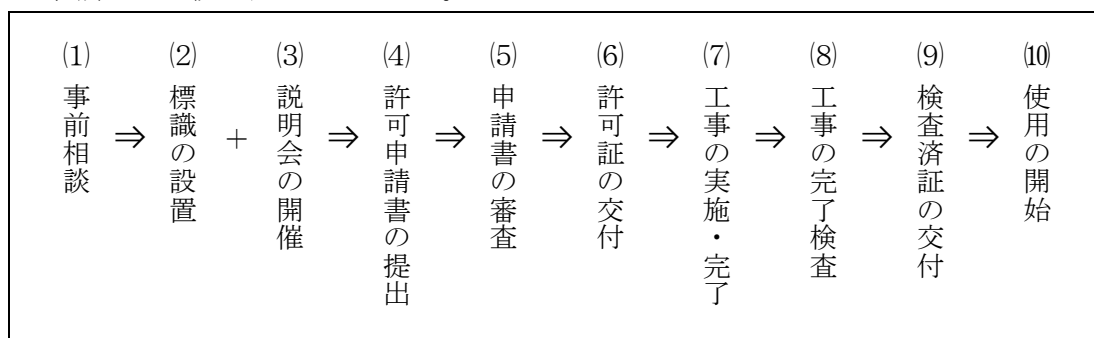
納 骨 堂：ペットの焼骨を収蔵するための設備を有する施設。

火葬施設：ペットの死体を火葬するための設備を有する施設。

(注3) 火葬施設には、一定の場所で反復継続して火葬を行う火葬車両を含みます。

4 設置の手続

ペット霊園の設置手続の流れは以下のとおりです。ペット霊園を設置する場合は、この流れに沿って、所定の手続を行ってください。



【図1 設置手続の流れ】

(1) 事前相談

ペット霊園の設置をしようとする場合は、設置を検討している段階で、市長（担当窓口：環境衛生課）との事前相談を行ってください。

(2) 標識の設置

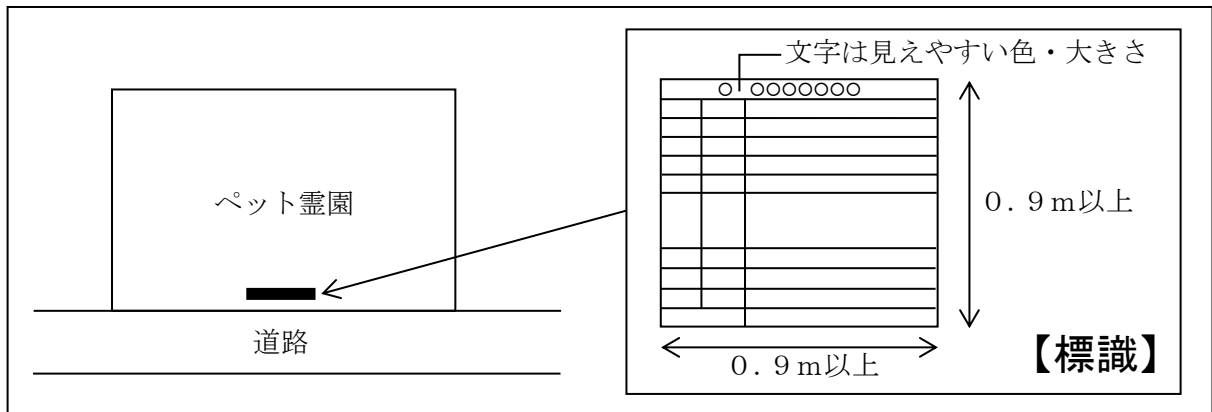
ペット霊園設置の許可申請をしようとする者（以下、「申請予定者」という。）は、設置計画の概要を周知させるための標識（第1号様式）を設置するとともに、速やかに標識設置届（様式第2号）を市長に提出してください。

ア 設置場所

ペット霊園の設置に係る土地の公衆の見やすい場所。

イ 設置期間

許可申請の日から起算して少なくとも30日前からペット霊園の検査済証の交付を受ける日まで。



【図2 標識の設置例】

(3) 説明会の開催

申請予定者は、設置計画の概要を近隣関係者に説明するための説明会を開催してください。説明会を開催した後は、速やかに説明会開催等状況報告書（第3号様式）を提出してください。

近隣関係者：次に掲げる者をいう。

- 1 ペット霊園に係る土地に隣接する土地の所有者
- 2 墓地から100メートル以内、納骨堂から50メートル以内又は火葬施設から200メートル以内の距離にある建物の所有者、管理者又は占有者
- 3 ペット霊園に係る土地の区域に係る町内会・自治会等の代表者

(4) 許可申請書の提出

申請者は、「(2) 標識の設置」及び「(3) 説明会の開催」における手続を行った後、表1に掲げる書類を添付した許可申請書（第4号様式）を市長に提出してください。

【表1 許可申請書の添付書類】

	書類	内容
1	申請者が、法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し等	原則として提出前3か月以内の日付であること。
2	申請に係る土地及び建物の登記事項証明書	原則として提出前3か月以内の日付であること。
3	火葬施設を有する場合において、当該火葬施設に係る土地又は建物の所有権が申請者以外の者にあるときは、申請者が当該土地又は建物を使用する権原を有することを証する書類及び当該所有権を有する者の印鑑証明書	権原を有することを証する書類には、土地又は建物の所在地、ペット霊園として使用することを承諾する旨等が記載されていること。
		権原を有することを証する書類の印影が印鑑証明書と同一であること。
		印鑑証明書は、原則として提出前3か月以内の日付であること。
4	申請に係る土地の公図の写し	ペット霊園の区域が朱色で区分されていること。
5	ペット霊園の付近見取図	ペット霊園の区域が朱色で区分され、周辺（300メートル以内）の主要な公共施設、主要道路等からの位置が明確であり、方位・縮尺が記載されていること。
6	ペット霊園の平面図	ペット霊園の区域及び区域内の施設の配置が明示されていること。
		墓地、納骨堂又は火葬施設に係る建物の各階の平面図が示されていること。
		ペット霊園の区域の面積が明示されていること。
		墓地にあつては、面積及び区画数が明示されていること。
		納骨堂にあつては、面積及び壇数が明示されていること。
		火葬施設にあつては、面積及び炉数が明示されていること。
条例第9条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること（ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。）。		
7	ペット霊園の立面図	ペット霊園の外観のほか、墓地、納骨堂又は火葬施設に係る建物の外観が分かる図等が示されていること。
		条例第9条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること（ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。）。
8	納骨堂又は火葬施設を有する場合は、その構造及び仕様の概要書	条例第9条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること（ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。）。
		火葬設備を有する車両を使用する場合は、当該車両の自動車検査証の写しが含まれること。
9	その他市長が必要と認める書類	9-1及び9-2に掲げる書類を含むこと。
	9-1 ペット霊園の周辺の人家又は学校、保育所、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設の立地状況を示す図面	1/2, 500以上の地図に、ペット霊園及び墓地、納骨堂又は火葬施設のそれぞれの区域を明示し、方位・縮尺・人家等を記載の上、墓地から100メートル、納骨堂から50メートル及び火葬施設から200メートルの範囲を示す線が記載されていること。
9-2	他の法令等に関する対応状況を示す書類及び他の法令等により許可、認可等を受けている場合にあつては、これを証する書類	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、森林法（昭和26年法律第249号）、農地法（昭和27年法律第229号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令に関する対応状況が示されていること（手続き中又は手続き不要の場合においても、その旨を記載していること。）。

※申請内容によって、追加で書類の提出が必要となる場合があります。

(5) 申請書の審査

市長は、申請書の内容が表2及び表3に掲げる基準に適合しているかについて、審査を行います。

(注4) 審査には一定の期間を要しますので、ご注意ください。

【表2 ペット霊園の設置場所の基準】

区分	設置基準
土地・建物の所有権又は使用権	墓地又は納骨堂に係る土地及び建物にあっては申請者がそれらの所有権を有し、火葬施設に係る土地及び建物にあっては申請者がそれらを使用する権原を有すること。
人家等からの距離(※)	人家又は学校、保育所、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設から、墓地にあっては100メートル以上、納骨堂にあっては50メートル以上、火葬施設にあっては200メートル以上の距離を保つこと。
その他	その他公衆衛生上支障がないと認められる場所であること。

※ 人家等から所定の距離を保てない場合であっても、当該人家等の所有者等からペット霊園の設置に係る同意書(第6号様式)を取得し、許可申請書の添付書類として提出することで、許可を受けることが可能となる場合があります。

【表3 ペット霊園の構造設備の基準】

区分	設置基準
共通事項	1 必要に応じて駐車場、給水施設、ごみ容器等が設けられていること。
	2 墓地、納骨堂又は火葬施設は、その周囲に美観を呈する塀、密植した樹木の垣等が設けられ、外部と区画されていること。
墓地	1 墳墓は、ペットの焼骨を埋蔵するものに限定されていること。
	2 適当な通路及び排水設備が設けられていること。
納骨堂	適当な規模の堂内換気設備及び施錠設備が設けられていること。
火葬施設	1 火葬設備は、空気取入口及び煙突の先端以外に火葬設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下、「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態でペットの死体を火葬できるものであること。
	2 火葬設備は、燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
	3 火葬設備は、燃焼室内の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
	4 火葬設備は、燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
	5 火葬設備は、防臭及び集じんの設備が設けられていること。
	6 火葬設備は、堅ろうな構造であること。
	7 必要に応じてペットの死体の安置場、付添人控所等が設けられていること。

(6) 許可証の交付

申請書の審査の結果、基準に適合していることが確認できれば、許可証を交付します。

(7) 工事の実施・完了

設置の許可を受けた者（以下、「設置者」という。）は、ペット霊園の設置に係る工事が完了したときは、必要書類を添付した工事完了届（第7号様式）を市長に提出してください。

(8) 工事の完了検査

市長は、設置者から工事完了届が提出された後、完了検査を行います。

(9) 検査済証の交付

市長は、完了検査にて基準との適合を確認した後、設置者に検査済証を交付します。

(10) 使用の開始

設置者は、検査済証の交付を受けた後、ペット霊園の使用を開始してください。

5 変更等の手続

設置の許可を受けたペット霊園について、施設の拡張等の変更を行う場合は、設置手続と同様の手続を経て、ペット霊園の変更の許可を受けることが必要になります。

また、許可が必要な変更ではない場合も、市長への届出が必要となる場合があります。

ペット霊園について、変更や廃止を行おうとする場合は、必ず事前にご相談ください。

6 既設ペット霊園の届出

条例が施行される令和7年10月1日時点で、現にペット霊園を設置している者は、表4に掲げる書類を添付した既設ペット霊園届出書（第13号様式）を市長に提出してください。

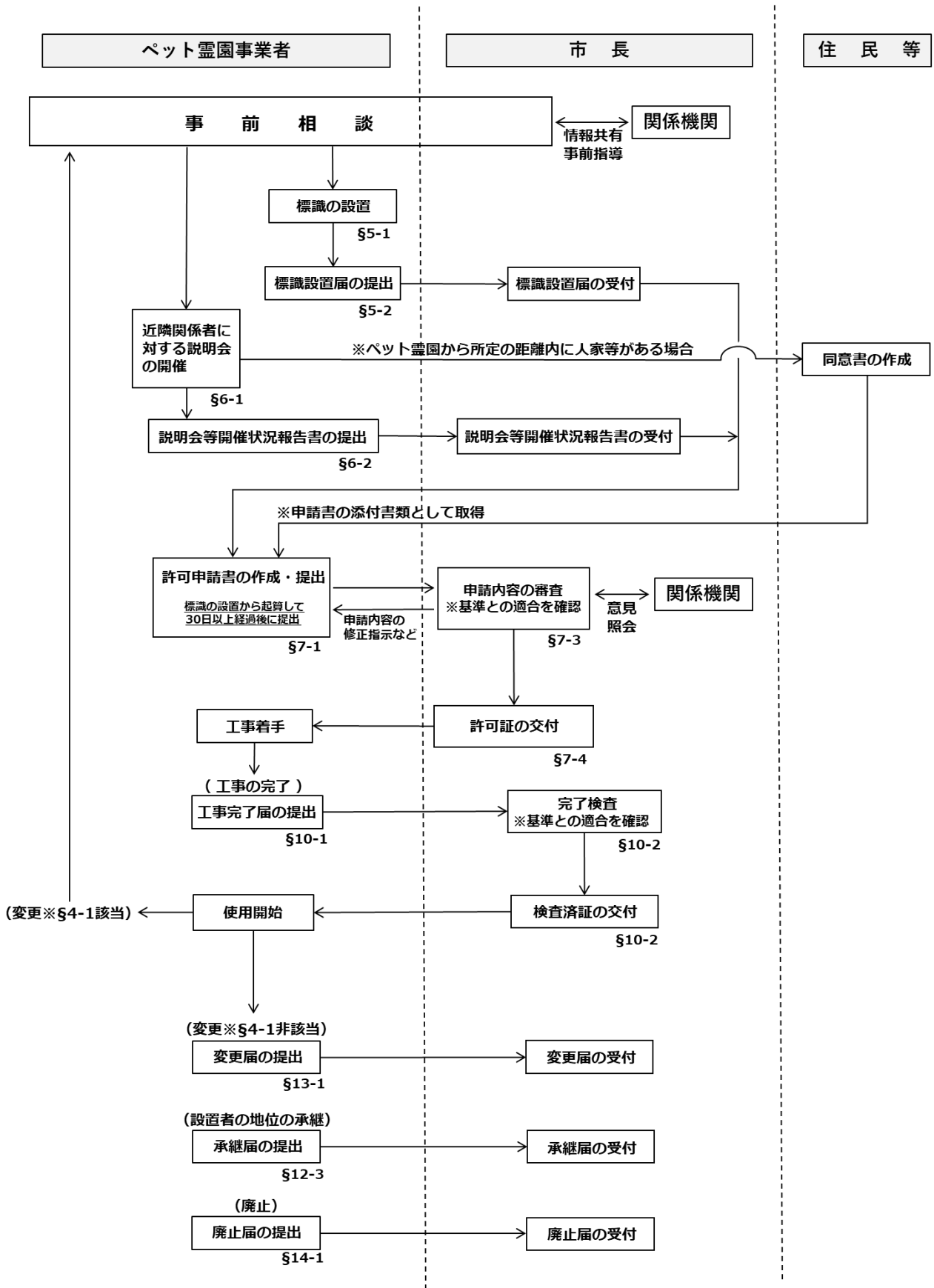
【表4 既設ペット霊園届出書の添付書類】

	書類	内容
1	既存事業者が、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し等	原則として提出前3か月以内の日付であること。
2	届出に係る土地及び建物の登記事項証明書	原則として提出前3か月以内の日付であること。
3	届出に係る土地又は建物の所有権が既存事業者以外の者にあるときは、既存事業者が当該土地又は建物を使用する権原を有することを証する書類及び当該所有権を有する者の印鑑証明書	権原を有することを証する書類には、土地又は建物の所在地、ペット霊園として使用することを承諾する旨等が記載されていること。
		権原を有することを証する書類の印影が印鑑証明書と同一であること。
		印鑑証明書は、原則として提出前3か月以内の日付であること。
4	届出に係る土地の公図の写し	ペット霊園の区域が朱色で区分されていること。
5	ペット霊園の付近見取図	ペット霊園の区域が朱色で区分され、周辺（300メートル以内）の主要な公共施設、主要道路等からの位置が明確であり、方位・縮尺が記載されていること。
6	ペット霊園の平面図	ペット霊園の区域及び区域内の施設の配置が明示されていること。
		墓地、納骨堂又は火葬施設に係る建物の各階の平面図が示されていること。
		ペット霊園の区域の面積が明示されていること。
		墓地にあっては、面積及び区画数が明示されていること。
		納骨堂にあっては、面積及び壇数が明示されていること。
		火葬施設にあっては、面積及び炉数が明示されていること。
条例第9条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること（ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。）。		
7	ペット霊園の立面図	ペット霊園の外観のほか、墓地、納骨堂又は火葬施設に係る建物の外観が分かる図等が示されていること。
		条例第9条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること（ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。）。
8	納骨堂又は火葬施設を有する場合は、その構造及び仕様の概要書	条例第9条の構造設備の基準に係る事項が明示されていること（ただし、他の書類で明示されている事項については、この限りでない。）。
		火葬設備を有する車両を使用する場合は、当該車両の自動車検査証の写しが含まれること。

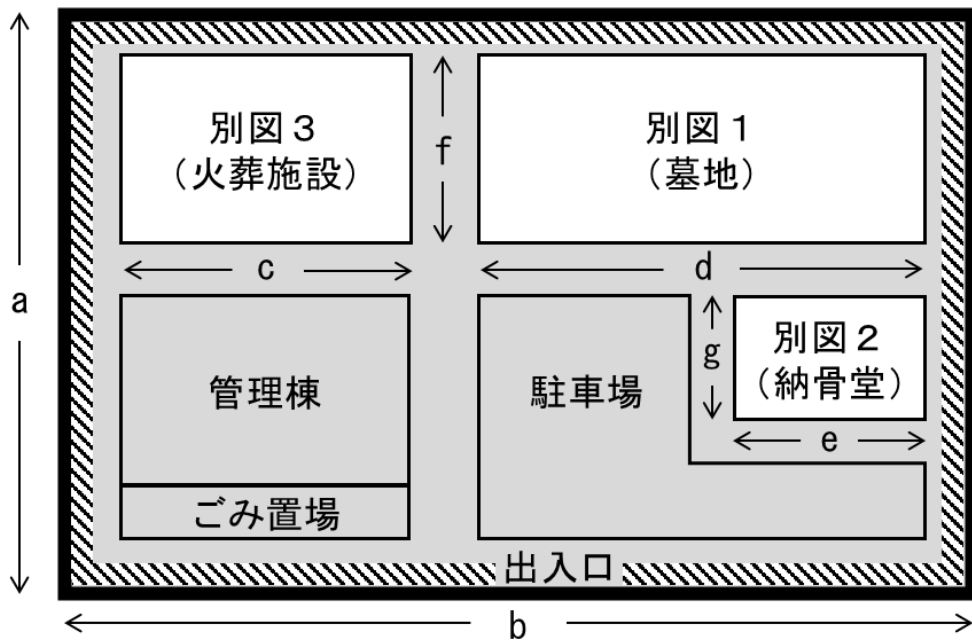
また、届出を行った既存ペット霊園であっても、変更や設備の更新を行うときは、条例施行後に設置されるペット霊園と同様の手続きを経て許可を受ける必要がある場合や変更届の提出が必要になる場合があります。


既設ペット霊園について、変更や廃止を行おうとする場合は、必ず事前にご相談ください。

資料1 設置等の手続の流れ

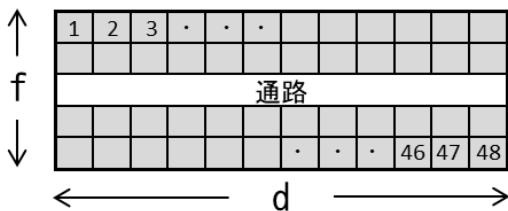


資料2 ペット霊園の区域 (例)



 : ペット霊園の区域 (面積 = $a \times b$)

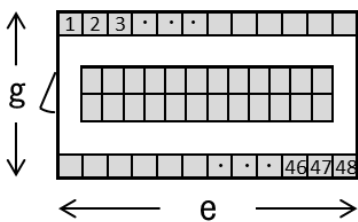
別図1 (墓地)



○墓地の面積 = $f \times d$

○区画数 = 48

別図2 (納骨堂)

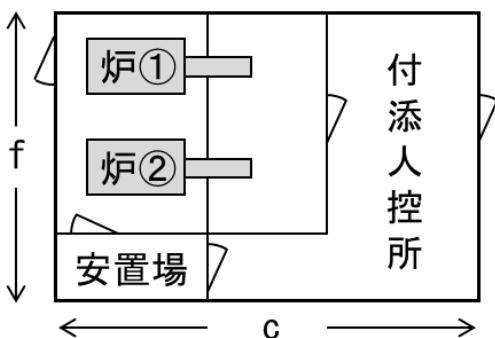


○納骨堂の面積 = $g \times e$

※複数の階に納骨室がある場合は延べ床面積

○壇数 = 48

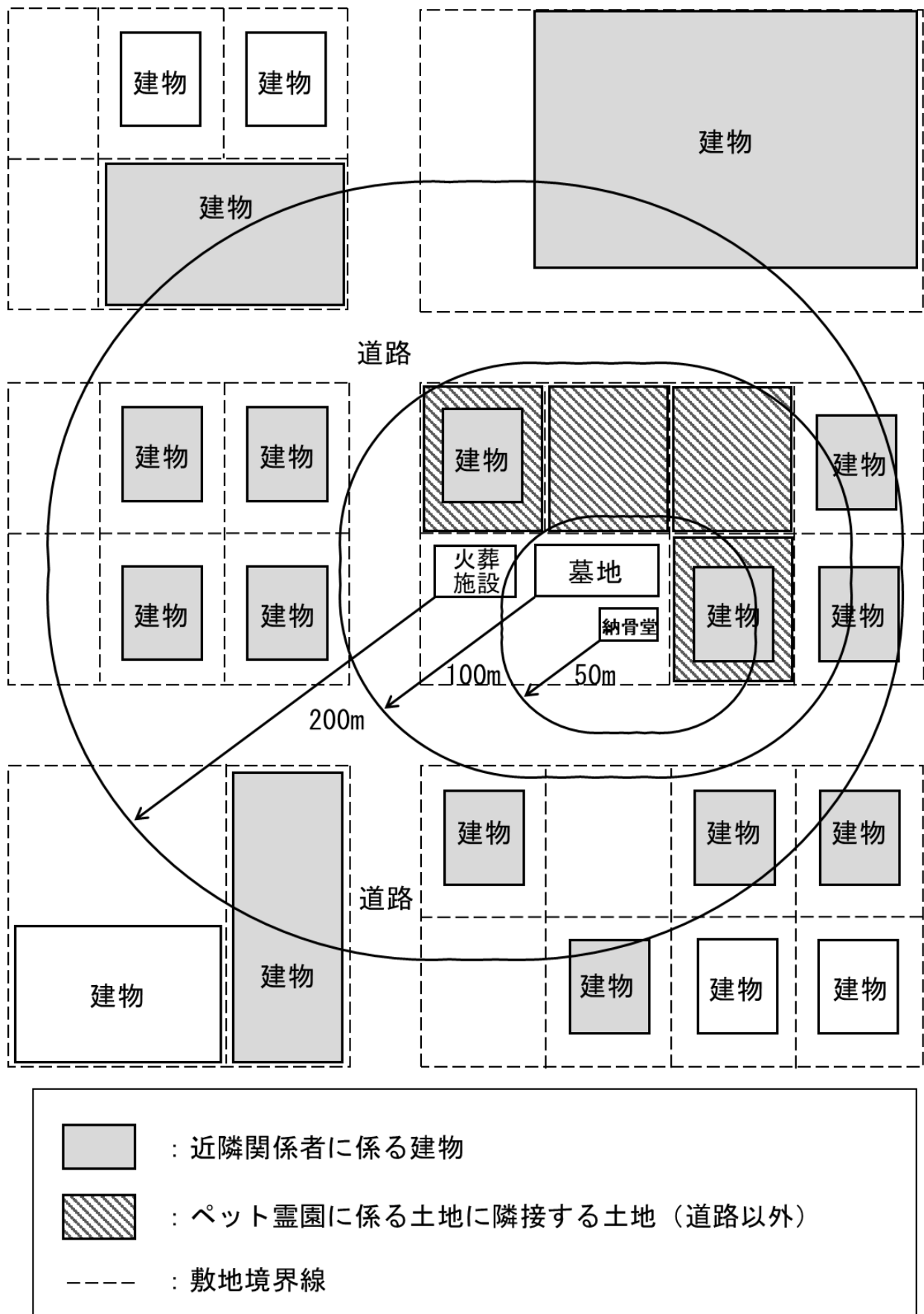
別図3 (火葬施設)



○火葬施設の面積 = $f \times c$

○炉数 = 2

資料3 近隣関係者に係る建物及び土地（例）



(注) 示している例は墓地、納骨堂及び火葬施設を有するペット霊園を設置する場合です。

【お問い合わせ先】

広島市健康福祉局保健部環境衛生課
広島市中区富士見町11番27号

TEL : 082-241-7451

FAX : 082-241-2567

kankyoeisei@city.hiroshima.lg.jp